



民事訴訟法 練習問題

(2017年6月1日)

民事上の訴えは、原則として、裁判所に（ 1 ）を提出することによって提起する。それには、当事者となる原告と被告の住所・氏名を記載しなければならないが、同人らが未成年者であるときは（ 2 ）の住所・氏名を記載する必要がある。これに対し、弁護士を（ 3 ）代理人と呼ぶ。

AはBに自動車とオートバイを販売したが、Bが代金を支払わないため、裁判所に訴えることを考えている。Aが自動車の代金のみを求め提訴するとき、裁判所は、オートバイの代金の支払いについて判断してはならない。このように、訴えの対象を特定する権利は当事者に与えられているが、これを（ 4 ）主義という。

民事訴訟第4条によれば、Aは（ 5 ）を管轄する裁判所に提訴することができる。また、第5条第1号によれば、義務履行地を管轄する裁判所に提訴することができるが、このケースにおける義務履行地とは（ 6 ）を指す。

Aの請求について、Bが「自動車を買ってから、もう10年が経過しているため、（ 7 ）が成立している」と主張すれば、裁判所はそれを考慮して判決を下さなければならないが、Bが主張しないときは、考慮しなくてもよい。このように裁判の基礎となる事実の主張は当事者の権限・責任であるとする原則（ 8 ）主義という。